平成２２年（フ）第６８６号
神奈川県藤沢市亀井野２丁目20番地の７　ＲＡＰＴ202号室
債務者　二瓶　　建
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６９７号
横浜市南区別所中里台２番18号
債務者　湯山　知美
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５７号
岡山県津山市野介代1549番地２
債務者　木下　裕樹
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月17日午後２時30分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第９３０号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅６棟505号
債務者　安部　　健
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３１号
横浜市港南区野庭町628番地　野庭住宅６棟505号
債務者　安部　幸江
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０号
石川県羽咋市中央町キ53番地19
債務者　中多　有子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第２１号
石川県七尾市徳田新町ト136番地３　寺本理依方、住民票上の住所金沢市堀川町11番12号
債務者　池田　昌也
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月14日午後２時
金沢地方裁判所七尾支部

平成２２年（フ）第３２号
沖縄県沖縄市池原１丁目13番18号
債務者　翁長　初美（旧姓渡慶次）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第３６号
沖縄県うるま市字西原179番地１
債務者　柳田かおり
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２２９号
愛知県安城市里町東大道１番地92
債務者　山野陽一郎こと　山崎陽一郎
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月７日午後２時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
静岡市駿河区中田４丁目５番33号　南ハイツ203号
債務者　永野　和子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８６号
静岡県牧之原市細江391番地２
債務者　大石　俊宏
1　決定年月日時　平成22年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１号
静岡県藤枝市青南町１丁目10番地の13
債務者　坂下　　睦
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１７号
静岡市清水区下野町４番２号　山本方、住民票上の住所静岡市清水区梅ヶ谷172番地の６
債務者　提橋麻友美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３０号
青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井140番地
債務者　立崎　敏枝
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３３号
青森市大字油川字浪岸34番地９　斎藤方
債務者　福田　松子
1　決定年月日時　平成22年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月30日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係